（最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者等に対する特例）

第二条　前条本文の規定にかかわらず、最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）の子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）である金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）及び銀行持株会社の子法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十一第二項に規定する銀行持株会社の子法人等をいう。）又は銀行の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する銀行の子法人等をいう。）である金融商品取引業者については、平成二十三年十二月三十一日からこの告示の規定を適用することができる。

（証券化証券等に関する経過措置）

第三条　金融商品取引業者は、この告示の適用の日から平成二十五年十二月三十一日までの間、証券化証券等（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスク相当額を新告示第十四条の九の規定により算出した額とすることができる。

○金融庁告示第百十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

目次中「第三節　内部管理モデル方式（第十四条―第十八条）」を「第三節　内部管理モデル方式（第十四条―第十八条の二―第十八条の十一）」に、「第十九条」を「第十九条―第十九条の七」に、「第二十一条」を「第二十一条・第二十二条」に改める。

第一条第四号リ中「国際機関」の下に「（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二十五号中「（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とし、同条第四十五号中「（指定国の中央銀行を含む。）」の下に「、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体」を加え、同号を同条第四十四号とし、同条中第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とし、同条第四十八号中「第十四条第二項」を「第十五条第一項」に改め、「検定を行うこと」の下に「（第十九条の四第二号に規定するものを除く。）」を加え、同号を同条第四十七号とし、同条第四十九号中「分析を行うこと」の下に「（第十九条の四第二号に規定するものを除く。）」を加え、同号を同条第四十八号とし、同条中第五十号を第四十九号とし、第五十一号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二十号を加える。

五十七　証券化取引　原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上の有価証券等に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

五十八　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化証券等である取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等（再証券化証券等を除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「川上連結告示」という。）第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

五十九　証券化証券等　証券化取引に係る有価証券等をいう。

六十　再証券化証券等　再証券化取引に係る有価証券等をいう。

六十一　信用補完機能を持つトランシェ／ゼロストリップス　資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化証券等に対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十二　クレジット・デリバティブ　次に掲げるものをいう。

イ　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ　法第二条第二十一項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ　法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

六十三　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十四　特定順位参照型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十五　適格流動性補完　証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化証券等の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化証券等の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。第十八条の三第二項において同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ　信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ　信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ　信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ　デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ　流動性補完の対象となる証券化証券等に適格格付業者が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化証券等に付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ　流動性補完の提供者が利益を受け得る信用補完が全て利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト　証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

六十六　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十二号及び第五章において同じ。）をいう。

六十七　証券化目的導管体　証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ　定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ　オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。